

「石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」 についての答申



厚生労働大臣は12月14日、労働政策審議会に対し、「石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会で審議が行われ、同日、審議会から妥当であるとの答申がありました。

本省令改正案は、工作物の解体または改修の作業における石綿ばく露防止対策を強化するため、石綿等の使用の有無等の事前調査について、一部の場を除き、必要な知識を有する者に実施させることを事業者が義務付けるものです。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、省令の改正作業を進めます。

省令改正案のポイントは下記の通りです。

1. 事業者は、工作物の解体等の作業に係る石綿の使用の有無の事前調査について、記録の確認等による調査を行う場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有するとして厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないものとする。ただし、特定工作物以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業に係るものに限るものとする。
2. 事業者は工作物に係る事前調査を行ったときは、事前調査者の氏名の記録及び当該事前調査を行ったものが、調査を実施するために必要な知識を有するとして厚生労働大臣が定めることを証明する書類の写しを三年間保存するものとする。
3. その他所要の改正を行うこと。
4. 施行日:令和8年1月1日

当社では、公益社団法人 日本作業環境測定協会の石綿分析技術評価事業で A ランク評価、一般社団法人 日本環境測定分析協会の分析技能試験に合格しております。

ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 [2022年12月14日付 厚生労働省報道発表資料](#)

環境リスク分析箇所 佐々木泰河